

産前産後期間（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以降の出産が対象です（死産、流産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 産産予定日の6ヶ月前から届出ができます。産産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

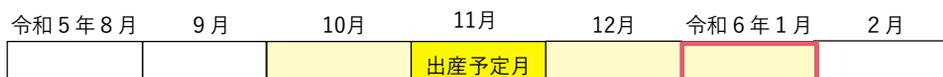
- その年度に納める保険税のうち、所得割額と均等割額について産産予定月（または産産月）の前月から4ヶ月分（以下「産前産後期間」といいます。）が免除されます。



※産前産後期間分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は産産予定月（又は産産月）の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、免除されます。



※令和5年11月に産産した場合、令和6年1月分の保険税が免除されます。令和6年1月より前の期間については対象になりません。

…対象期間

- 保険税が免除され、納め過ぎになった分がある場合は、還付されます。

届出に必要な書類

- ① 世帯主の身分証明書（写し可）
- ② 産産した人の身分証明書（写し可）
- ③ 産産予定日（または産産日）と産産する人の氏名が確認できる書類（母子健康手帳など）
- ④ 多胎妊娠の場合は、確認することができる書類

届出先

人吉市 税務課 諸税係（市役所1階3番窓口） TEL 0966-22-2111（内線1035）